

しあわせを希求する法律学を目指して

顧問 樋口範雄



わたしは2017年4月に法学部特任教授に採用され赴任しました。早速「高齢化社会と法」という授業を30人くらいの学生と一緒に始めました。わたしの専門は英米法、とりわけアメリカ法ですが、その関連で2つのことを考えるようになりました。

1つは、アメリカのロー・スクールでは、教員はProfessor of lawであり、日本のように民法の先生とか国際法の先生というような細かな区分はしていません。実際、ロー・スクールで教員となるには、少なくとも2つの授業をすることが義務づけられます。留学時にわたしの出た契約法の先生は憲法で有名な人でしたし、わたしの知り合いは会社法と日本法を教えています。そこで、わたしも英米法の他に、信託法・医事法・生命倫理と法・高齢者法などさまざまな科目を教えてきました。

2つめは、法律家にとって必要な最大の能力は想像力だということです。弁護士の場合、依頼人がさまざまな問題の相談に来るので、それぞれの人が抱える状況について理解する必要があります。それは自分の経験してきた事柄をはるかに越えるものです。依頼人の本当の問題を理解し解決の方

向性を助言するには、表面に出ていない事象を想像力で補うことが必須です。英米法を学ぶことは、空間を超えて日本的ではない事象を想像する作業です。同様に、まだ20歳前後の学生にとって、高齢者法の諸問題を理解するにも。この場合は時間を超えた想像力が必要です。

そう考えると、想像力というのは、困難に遭遇している他者を理解し共感する力であり、法律学を学ぶことはそれを陶冶することだとわかります。実際には、法律学は、単に条文を解釈しそれを形式的に適用することであり、法律による紛争解決とは、争いを被害者と加害者との間限りの争いだと見て、その間で何らかの解決に達すれば十分とすることが多いように思います。そうだとすると、たとえば医事法の中心的課題は、医療事故が起きた場合にどうするか(刑事事件とするか、民事での損害賠償をとれるかなど)になります。アメリカの医事法の目的が「みんなの健康」(public health)の改善にあり、そのためには、医療へのアクセス、医療の質、そしてそれにかかるコストの改善を図ることであると知ったときには、日本の法律学における関心の狭さにあらためて驚いたものです。

要するに法律学も法もまた人々の「しあわせ」を希求するための手段であり、法がそのようなものとして見られるようになること、それが大きな課題です。